

R4. 1. 26 食品安全対策室

食品表示に関する相談対応について

平成 27 年 4 月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応している。

【相談項目数】

年度	合計	内訳			
		品質事項※1	衛生事項※2	保健事項※3	その他
R 3 (12 月末時点)	608 (386 件)	287	181	99	41
R 2	1,037 (579 件)	407	308	256	66
R 1	2,609 (1,281 件)	898	761	684	266

注) カッコ内は相談件数

※1 品質事項（JAS法由来の事項）

名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

※2 衛生事項（食品衛生法由来の事項）

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所名、アレルギー、遺伝子組換え食品など

※3 保健事項（健康増進法由来の事項）

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）の量及び熱量、特定保健用食品、機能性表示食品など

食品表示法に基づく新しい表示の猶予期間が令和 2 年 3 月 31 日で終了したことに伴い、相談件数が減少している。

新しい原料原産地表示制度の経過措置期間が令和 4 年 3 月 31 日までとなっていることから、原料原産地表示に関する相談の増加が見込まれる。